

VamosCLUB BY YOKOHAMA BAY SHERATON HOTEL & TOWERS 会則

第1条 (名称)

本クラブは VamosCLUB BY YOKOHAMA BAY SHERATON HOTEL & TOWERS (以下「本クラブ」という。) と称します。

第2条 (所在地)

本クラブの所在地は、横浜市西区北幸1-3-23
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ内とします。

第3条 (運営・管理)

本クラブは、相鉄ホテル株式会社 (以下「会社」という。次条に定義する「細則」及び「利用規定」において同じ。) がその運営・管理に当たります。

第4条 (本クラブの施設の利用)

会員等 (第6条に定める個人会員及び法人会員の役職員をいう。以下「会員等」という。) は本会則及び別に定める細則 (以下「細則」という。)、施設利用規定 (以下「利用規定」という。)、**「横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ施設利用規約」** (以下「施設利用規約」という。) その他会社が定める規定に従って、本クラブの以下の施設 (以下「施設」という。) を利用することができます。

○トレーニングルーム ○プール ○サウナ ○リラクゼーションルーム

なお、本会則、細則または利用規定 (以下これらをまとめて「本会則等」という。) と施設利用規約またはその他会社が定める規定 (以下「施設利用規約等」という。) との双方に規定がある事項については、本会則等または施設利用規約等に別段の定めがない限り、本会則等の規定が優先して適用されるものとします。

第5条 (目的)

本クラブは、会員等がクラブ内の施設を利用することにより、会員等の心身の健康維持及び増進を図るとともに、会員等相互の親睦を図り、格調ある社交クラブを目指すことを目的とします。

第6条 (会員)

1. 本クラブは、会員制とし、会員の種類は以下のとおりとします。
 - (1) 個人会員 個人を対象とし、記名式とします。
 - (2) 法人会員 法人を対象とし、無記名式とします。
2. 会社は将来、施設の利用状況を判断して、前項に定める種類以外の会員を設けることができます。

第7条 (入会資格)

1. 本クラブは、次のいずれかに該当する個人または法人の入会をお断りさせていただきますので、ご了承ください。
 - (1) 暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等 (いずれも神奈川県暴力団排除条例 (2011年4月1日施行) 第2条において定義するものを指します。) 並びにその関係者 (以下まとめて「暴力団等」という。)
 - (2) 総会屋、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロその他の反社会的勢力及びその関係者 (以下まとめて「反社会的勢力等」という。)
 - (3) 暴力団等または反社会的勢力等が事業活動を支配する法人その他の団体及びその関係者
2. 本クラブの個人会員の入会資格は次の各号のすべてに該当する方とします。
 - (1) 健康に異常がなく、自己の健康管理能力を有する方。なお、健康状態によって医師の診断書を提出していただく場合があります。
 - (2) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
 - (3) 刺青、タトゥーをしていない方。
 - (4) 満18歳以上の方。
 - (5) 本会則等、施設利用規約等及びその他会社が定める事項を承認していただける方。
 - (6) 本クラブにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失したことがない方。
 - (7) 会員とならずに本クラブを利用した方で、公序良俗に反する行為等により過去に会社より利用禁止を宣告されたこと、または会社が利用禁止の判断をしたことがない方。
 - (8) 前項各号のいずれにも該当しない方。
3. 本クラブの法人会員の入会資格は、次の各号のすべてに該当する法人とします。
 - (1) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある法人。
 - (2) 本会則等、施設利用規約等及びその他会社が定める事項を承認していただける法人。

(3) 第1項各号のいずれにも該当しない法人。

4. 第2項の規定は、法人会員の役職員として第11条第1項の利用券により施設を利用する方及び第14条のビジターに準用します。

第8条（入会手続き）

1. 本クラブに入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た後に入会金と会費（2ヶ月分※但し初月分は日割り適用）を会社に納入するものとします。なお、入会金及び会費は、会社が別に定める金額とします。
2. 会員資格は、前項による入会金及び会費の納入が完了した日に取得します。
3. 会社は施設の状況その他諸事情を勘案し、入会をお断りすることができ、その理由を提示する義務を負わないものとします。
4. 本人確認のために顔写真を撮影させていただく場合があります。

第9条（入会金）

入会金は、第19条第3項の場合をのぞいては、如何なる場合も返還いたしません。

第10条（会員資格の譲渡期限及び名義変更）

1. 本クラブの会員資格は、本人限りとし、これを譲渡、売買、名義変更または担保等に供することはできません。

第11条（会員種別ごとの利用方法）

1. 個人会員は、携帯電話等の端末内に保有する会員コードを使用して施設へ入室します。法人会員は、1F受付で貸与される入退室カードを使用して施設へ入室します。入退室カードを紛失した場合は、入退室カード手数料を負担していただきます。
2. 法人会員には、別に定める枚数の利用券を交付します。利用券は1枚により、1名・1回の施設利用ができます。利用券は法人会員の役職員以外は使用できません。また利用券は再発行できません。

第12条（会費等）

1. 会員は別途定める会費（月会費または休会期間中は休会費）を会社に前納しなければなりません。既納の会費は、第19条第3項の場合を除いては、返還しません。なお、会員は会員資格を有する限り現に本クラブを利用しない場合も会費、契約ロッカー等の月額利用料金等の支払義務を負うものとします。
2. 本クラブが別で定める契約ロッカー等の月額利用料金、有料レッスンの参加費、レンタル品の利用料等は会費には含まれないものとします。

第13条（施設の利用）

1. 会員等は、所定の施設利用料を支払って本クラブの施設を利用することができます。
2. 会員等は、本クラブの施設を利用する場合、会員コード（法人会員の役職員については第11条第1項の利用券）を係員から求められた際に提示しなければなりません。

第14条（ビジター）

会社は施設の利用状況を判断して、個人会員が同伴する方、ホテル宿泊者及び会社が認める者（以下「ビジター」という。）に施設を利用させることができます。ビジターに関する事項は別途細則に定めます。

第15条（責任事項）

1. 会員等及びビジター（以下「施設利用者」という。）は、自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとし、本クラブ内で発生した人的物的事故及び施設利用者相互間のトラブルについて、会社は一切責任を負わないものとします。
2. 個人会員は、同伴したビジターの本クラブ内における行為及び本クラブに対する支払い等一切についてビジターと連帯してその責任を負うものとします。

第16条（除名）

会社は、会員等が次の各号いずれか一つに該当すると認めた場合は、会員を除名することができます。

- (1) 会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 故意または重大な過失により施設を破損したとき。
- (3) 故意または重大な過失により本クラブの運営を妨げたとき。
- (4) 本会則等、施設利用規約等またはその他会社の定める事項に違反したとき。
- (5) 会員等としての品位を損なったり、公序良俗に反する行為のあったとき、または本クラブの名誉または信用を毀損したとき。
- (6) 第7条に定める入会資格を欠いていることが判明したとき。
- (7) その他会員資格を継続させるべきではないと認められる相当の事由があるとき。

第17条（退会）

会員が本クラブを退会しようとするときは、所定の退会手続きを退会しようとする月の前月15日までにを行うものとします。退会手続きの届出日が15日を過ぎた場合、退会月は翌々月となり翌月分の会費等の支払いが発生するものとします。

第18条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号の一つに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。

(1) 退会した場合。

(2) 除名された場合。

(3) 個人会員が死亡した場合。

(4) 破産した場合。

(5) 法人会員の場合には当該法人の解散または会社更生、民事再生の申請があった場合。

2. 前項による会員資格喪失時に会費等の未納があるときは、ただちにこれを完納するものとします。

第19条（施設の閉鎖、利用制限）

1. 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、その他運営上やむを得ない事由が発生した場合または、経済・社会情勢の変化その他事業上相当の事由がある場合は、会社は施設の全部または一部を廃止または利用制限することができるものとします。なお、施設の全部を廃止または利用制限する場合には、会社はやむを得ない場合のほかは、原則として3ヶ月前に予告するものとします。

2. 会社は、特別行事、講習会、スイミングスクール等の開催その他必要と認めるときは、会員等の施設の利用を制限することができるものとします。

3. 第1項により施設の全部が廃止されたときは、当該廃止の日をもって会員は退会したものとして取扱います。この場合、前納された会費に未経過分があるときは、第12条の規定にかかわらず、その未経過分を日割計算により無利息で返還します。また、当該廃止が事業上相当の事由があることによるときは、第9条の規定にかかわらず、会社は入会后6ヶ月未満の会員についてはその入会金の全額を、入会后6ヶ月以上12ヶ月未満の会員についてはその入会金の50%を、無利息でそれぞれ返還します。以上のほかは、会社は、第2項による施設の廃止及び利用制限について、名目のいかんを問わず補償はいたしません。

4. 会社は、前項による入会金の返還にあたっては、会費その他の未納金を控除することができます。

5. 会社は、本クラブの運営または管理に必要と認められた場合、本クラブの施設の全部または一部を変更することができるものとします。その場合、会員の会費等の支払い義務が減額されることはないものとします。

第20条（運営の関与の禁止）

会員等は本クラブの運営に関与することはできません。

第21条（通知）

1. 会員への通知は、通知の時点における、会員から届け出された最終の会員情報をもとに発信し、当該会員情報に含まれる住所もしくは電子メールへの発信をもってその効力が発生するものとします。

2. 本会則等または施設利用規約等の改定については、会員に対し書面（電磁的方法によるものを含む。）を送付もしくは送信する方法または会社のオフィシャルホームページにて公表する方法により通知します。

第22条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員等の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第23条（合意管轄）

本会則に関する紛争については、会社の所在地を管轄する地方裁判所が専属的に管轄するものとします。

第24条（細則等）

本会則に定めなき事項は細則、利用規定に定めるほか、必要に応じ、会社が別途定めます。

第25条（改正等）

会社は本会則等その他の改正、変更を行うことができます。改正、変更の効力はすべての会員等におよぶものとします。

（付則）本会則は、2024年5月1日付にて制定施行します。

VamosCLUB BY YOKOHAMA BAY SHERATON HOTEL & TOWERS 細則

第1条 (入会金)

VamosCLUB BY YOKOHAMA BAY SHERATON HOTEL & TOWER 会則 (以下「会則」という。)

第8条第1項の入会金は別表記載の金額とします。

第2条 (会費)

会則第12条における会費は別表記載の金額とします。

第3条 (施設利用料)

会則第13条における施設利用料は別表記載の金額とします。

第4条 (会費その他の支払い方法)

1. 会費、契約ロッカー料金

会費は会員の指定した金融機関預金口座から、毎月20日にクレジットカード決済にて、もしくは毎月23日に口座振替にて、翌月分を支払うものとします。

2. 施設利用料、有料レッスンの参加費、レンタル品の利用料

所定の方法によりご利用の都度お支払いいただきます。

第5条 (施設利用の範囲及びビジター)

1. 会員等 (個人会員及び法人会員の役職員をいいます。以下同じ) 及びビジターとともに本クラブ内の全施設をご利用いただくことができます。ただし、施設によってはあらかじめご予約をいただくか、あるいはご利用の時間帯を制限させていただく場合があります。

2. ビジターは、満18歳以上の方のご利用に限らせていただきますが、満18歳以上の方が同伴している場合は、満13歳以上の方もご利用いただけます。

3. 個人会員が同伴するビジターは原則として2名以内としますが、会社は施設の利用状況により上記ビジターの人数を変更することができます。

第6条 (休会)

1. 個人会員が長期出張、傷病その他やむを得ない事情により施設の利用ができない場合は、休会しようとする月の前月15日前迄にその期間及び理由を休会手続きにより届け出ていただき、会社の承認を得て休会することができます。

2. 休会期間中は別表記載の休会費をお支払いいただきます。休会期間の起算月は、休会の承認を得た月の翌月とします。

3. 休会中の会員は、休会事由がなくなったときは復帰届を会社に提出して復帰することができます。この場合、復帰の日の属する月から通常の会費をお支払いいただきます。

4. 休会の最長期間は休会開始日より1年間とさせていただきます。

5. 休会期間または休会の最長期間の満了後は、会員等は休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとします。

第7条 (変更事項の届出)

会員は住所 (法人会員の場合、事務所の所在地) 連絡先 (電子メールアドレスを含む)、役職等入会申込書記載事項に変更のあった場合には速やかに所定の手続きにより届け出ていただくものとします。

第8条 (消費税・地方消費税及び銀行振込手数料)

以下の費用は会員負担とさせていただきます。

(1) 入会金、会費、施設利用料等にかかる消費税・地方消費税。

(2) 入会金、会員の支払いに伴う銀行振込手数料。

第9条 (休業日及び会員利用時間)

1. 本クラブは12月を除く毎月末日を休業日とさせていただきます。

2. 施設の保守・点検等の事由により休業日以外の日であっても休業させていただくことがあります。この場合には、あらかじめ会員に対し通知します。ただし、やむを得ない場合は、掲示を以て変更ことがあります。

3. 利用時間は以下のとおりとします。

平日 午前10時より午後9時まで

土・日・祝 午前9時より午後9時まで

第10条 (会費等の変更)

会費、施設利用料等については、経済情勢の変動により変更させていただく場合があります。

第11条（改正等）

会社は法令にしたがって本細則の改正、変更を行うことができ、改正、変更の効力は全ての会員等におよぶものとします。

（付則）この細則は、2024年5月1日付にて制定施行します。

別表

	法人会員	個人会員 (Regular 会員)	個人会員 (Legend 会員)
入会金	330,000 円 (税込)	165,000 円 (税込)	132,000 円 (税込)
月会費	33,000 円 (税込)	39,600 円 (税込)	36,300 円 (税込)
休会費	—	19,800 円 (税込)	19,800 円 (税込)
施設利用料	1,100 円 (税込)	無料	無料
契約ロッカー料金代	—	2,200 円 (税込)	2,200 円 (税込)
レンタル品貸出料	個別設定	個別設定	個別設定
有料レッスン参加費	—	個別設定	個別設定
入退室カード手数料	330 円 (税込)	—	—

※個人会員が同伴するビジターの施設利用料 1 名につき3,300円 (税込)

VamosCLUB BY YOKOHAMA BAY SHERATON HOTEL & TOWERS 施設利用規定

第1条 (規定の適用)

VamosCLUB BY YOKOHAMA BAY SHERATON HOTEL & TOWERS (以下「本クラブ」という。)の施設を利用される方は、会則及び細則の定めのほか、本規定及び「横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ施設利用規約」(以下「施設利用規約」という。)の定めに従ってご利用いただきます。

第2条 (利用手続)

1. 本クラブの施設を利用される会員等は、会則第11条により当日入室時または1Fフロントにおいて携帯電話端末等に表示させる会員証明の提示、または利用券を提出していただきます。
2. ビジターでのご利用は1Fフロントにおいて所定の用紙に記入していただきます。

第3条 (利用の拒絶)

1. 会社は、施設利用者が以下の各号いずれかに該当すると会社が認めるときは、その都度または将来にわたり施設のご利用をお断りすることがあります。
 - (1) 粗暴行為、または暴力的不法行為等を行うおそれがあるとき、及びその他公の秩序、または善良の風俗に反する行為をなすおそれがあるとき。
 - (2) 伝染性の疾病等にかかっている方及び特に医師から施設の利用を止められている方。
 - (3) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがある方。
 - (4) 会則第7条第1項のいずれかに該当する方。
 - (5) 酒気を帯びている方。
 - (6) 刺青、タトゥーをしている方。
 - (7) その他の理由により、本クラブを利用することが好ましくない事由がある方。
2. 利用を開始した後でも、会社は利用者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その都度または将来にわたり施設のご利用をお断りすることがあります。

第4条 (休業日・営業時間)

本クラブの休業日と営業時間は、会社の定めるところによるものとします。ただし、運営上やむを得ない事由が発生した場合は、変更することができるものとします。

第5条 (利用料等)

施設利用料その他の利用料等の支払いは、会社が定める方法によりご利用の都度お支払いいただきます。

第6条 (ロッカー)

1. ロッカーは、鍵のかかっていない番号のロッカー(未使用ロッカー)をご利用いただけます。また、貴重品は貴重品ロッカーをご利用いただけます。なお、施設内における全てのロッカーでの盗難その他の事故については、会社は一切の責任を負いません。
2. 会員は、ロッカーを含む本クラブの施設内において、忘れ物、落とし物等を拾得した場合は、本クラブに届け出るものとします。
3. 荷物はロッカーへ預けるものとし、本クラブ係員による荷物、食料品等のお預かりはお断りいたします。

第7条 (携帯品)

本クラブの施設内においての携帯品等は施設利用者が自己の責任で管理していただきます。これらについては、会社は一切の責任を負いません。

第8条 (賠償限度額)

施設利用者が本クラブの施設内に持ち込んだ物品(会社がお預かりした物品を含みます。)の紛失、盗難、滅失、毀損その他の事故による損害について、前7条の規定にかかわらず会社が賠償責任を負担することとなったときは、その賠償の限度額は15万円とします。ただし、当該賠償責任が会社の故意または重過失によるものである場合はこの限りではありません。

第9条 (自己責任とルール等の遵守)

本クラブの施設利用にあたっては、危険を伴う場合のあることを認識し、ルール及びマナーを守り自己の判断と責任で利用していただきます。

第10条 (駐車)

駐車については別に定める「横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ駐車場管理規定」によります。会員等への駐車場無料サービス券の発行は2時間分といたします。

第11条 (禁煙)

本クラブの施設内は喫煙できません。

第12条（利用者相互間の紛争）

施設利用者が他の利用者による暴力行為その他の行為等により損害を受けた場合は、その損害賠償はその相手方に直接請求するなど利用者相互間で直接解決するものとし、会社はそれに関し一切の責任は負いません。

第13条（会社への損害）

施設利用者は、会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第14条（持込禁止品）

本クラブの施設内に次の物を持ち込むことはできません。

- (1) 動物、鳥類その他のペット等。
- (2) 悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲刀剣類。
- (4) 発火、爆発のおそれのあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) 毒物、劇物等の危険物。
- (7) 他の利用者に迷惑をおよぼすおそれのあるものまたは施設もしくは運営の障害になるおそれのあるもの。
- (8) 以上のほか、施設利用規約によりホテル内への持ち込みが禁止されているもの。

第15条（禁止される行為）

本クラブの施設内での違法行為または次の行為をすることができません。

- (1) 賭博その他の違法行為または風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告、会員等主催による有料レッスン開催等の営業行為。
- (3) 飲食行為。
- (4) 他の利用者に迷惑をおよぼしもしくは不快感を与えるおそれのある行為または、施設もしくはその運営の障害になるおそれのある行為。
- (5) 以上のほか、施設利用規約により禁止されている行為。

第16条（諸規制の遵守）

以上のほか、施設利用者は、会社及びその業務に従事するものが必要と認めて随時行う口頭もしくは掲示等を遵守していただきます。

第17条（規定の改正等）

会社は、法令に従って随時本規定を改正、変更することができ、改正、変更の効力は全ての会員等に及ぶものとします。

（付則）本規定は、2024年5月1日付にて制定実施します。